三菱カラープリンター保守サービスのご案内

このたびは三菱カラープリンターをお買い上げいただき、ありがとうございます。
三菱電機ではご愛用の製品をより安心してご使用いただくため、ご購入後1年間の製品保証に加え、保守サービスをご用意しております。(サービス提供 ： 三菱電機システムサービス株式会社)

保守サービスの内容

●センドバック※にて無料(技術料、部品代)で修理を行います。
部品代には消耗部品だけでなく、サーマルヘッド等の高額部品を含みます。
※センドバックとは、お客様から修理対象の機器を送っていただき、修理完了後お返しする修理方法です。機器の送料は発送元負担とさせていただきます。

●修理期間中は、ご希望により代品を無料でお貸し出しします。
代品は準備台数の都合上、ご使用の機種とは異なる場合があります。

●ご希望により定期メンテナンスをオプションで承ります。
1 回 30,000 円(税別)で承ります。年間での実施時期、実施回数はご相談に応じます。

ご契約にあたって

1)製品ご購入時にご契約をお願いします。

2)契約期間は製品ご購入から 2 年間(無償保証期間 1 年間を含む)を最短に、1 年間単位で最長 5 年間となります。5 年間未満でご契約の場合は、契約期間終了時に最長 5 年間までの契約延長をお受けします。

3)年間ご使用予想枚数が保証書記載の保証枚数※を超える場合は別途見積となります。
※保証書の保証期間欄に記載のサーマルヘッドの保証枚数(使用開始からの累積印画枚数)

4)印画紙やインクシートの交換は保守対象外で別途費用がかかります。

5)サービス内容一覧

対象機種 (記載以外の機種はお問い合わせ願います)	保証枚数※1	基本保守サービス内容			契約料金 (年額、税別)	オプション項目 (料金は別途見積となります)
		センドバック修理		代品貸出		
		技術料	部品代			
CP-D70D	60,000 枚	無料	無料	無料	50,000 円	①年間使用枚数が保証書記載の保証枚数※1を超える場合 ②定期メンテナンス実施 ③専用代品貸出
CP-D707D	60,000 枚※2	無料	無料	無料	75,000 円	
CP9810D	60,000 枚	無料	無料	無料	50,000 円	
CP9550D	20,000 枚	無料	無料	無料	50,000 円	
CP3020DA	17,000 枚	無料	無料	無料	50,000 円	

※1 保証書の保証期間欄に記載のサーマルヘッドの保証枚数(使用開始からの累積印画枚数)
※2 ダブルデッキ仕様の CP-D707D の年間使用保証枚数は、デッキ毎の保証枚数です。

保守サービス契約締結までの流れ

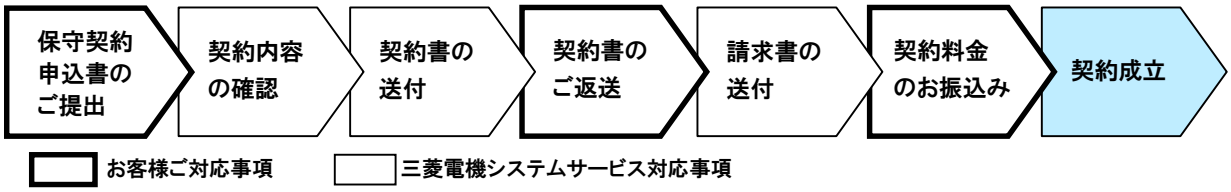

まずは別紙「三菱カラープリンター保守契約申込書」に必要事項をご記入の上、FAX にてお申込みください。 ※お申込みの前に契約条項をご一読ください。

保守サービスについてのお問い合わせ、お申込み先

三菱電機システムサービス株式会社 商品システム統括営業部 営業企画SE部 企画グループ
〒154-0001 東京都世田谷区池尻 3-10-3 三菱電機世田谷ビル 2F
電話:03-5431-7513 FAX:03-3418-8392

2015 年 8 月作成

三菱カラープリンター　保守サービス契約条項

第１条（総則）
本契約条項は、お客様（以下「甲」という）が三菱電機システムサービス株式会社（以下「乙」という）に所定の料金を支払って委託する、三菱電機製カラープリンター（以下「機器」という）の保守契約（以下「本契約」という）に関する基本的事項について定めます。

第２条（契約の申込み）
甲は機器の購入時に、所定の保守契約申込書を乙に提出することにより、本契約の申込みをしたものとします。

第３条（契約の成立）
前条による甲の契約申込みに基づき、甲乙間にて保守契約書の取り交わしが完了し、第７条に定める甲の乙への保守契約料の支払いを乙が確認した時点で、本契約が成立したものとします。

第４条（保守サービスの内容）
本契約の基本事項として、乙は機器の正常な機能を維持するため、次に定める保守作業を行います。

１．センドバック修理
機器に不時の故障が発生した場合は、甲が乙の指定場所に機器を送付することにより優先的に修理を行い、修理完了後甲に返却します。修理に関わる費用（技術料、部品代）は無料ですが、機器の輸送費用は発送元負担を原則とします。

２．部品交換
保守作業における部品交換後の部品は、乙の所有に帰すものとします。

３．代品の貸し出し
第１項の修理に当たり、甲の希望により無償で代品の貸し出しを行います。ただし代品は甲が使用中の機種とは異なる場合があります。

第５条（個別契約）
本契約の締結に当たり、前条に定めのない次の事項について甲の求めがあった場合は、甲乙協議の上、個別契約として実施内容などの必要事項を定めるものとします。

１．オプション項目
１）定期メンテナンス
（１）作業内容
①機能および性能の点検と調整
②ペーパー走行系およびサーマルヘッドの清掃
③点検診断結果に基づく必要部品の交換
（２）年間の実施回数および時期は、甲の希望により決定するものとします。
２）専用代品の貸し出し

２．その他の個別契約事項
１）年間使用枚数が契約機器の保証書に記載されたサーマルヘッドの保証枚数（使用開始からの累積印画枚数）を超えると想定される場合

第６条（適用除外項目）
次の各号は保守契約に含まれない内容であり、必要発生の都度、甲乙別途協議の上、実施時期や料金などを決定するものとします。

１）インクシートの交換および予備用紙の補充
２）機器の移設、増設および撤去などの作業、ならびにその立ち会い、ならびに作業に伴う調整
３）意匠部品の交換および手直し
４）乙または乙の指定者以外が機器の追加、改善もしくは修理したことに起因する損傷や故障の修理
５）甲の誤使用や管理不完全など、甲の故意もしくは過失による損傷や故障の修理
６）天災地変などの不可抗力、その他甲乙いずれの責にも帰すことができない事由による損傷や故障の修理
７）乙の指定以外の消耗品の使用もしくは消耗品の保管不完全のために発生した故障の修理
８）機器の使用状況からオーバーホールまたは部品交換が必要と判断される場合

第７条（保守契約料の支払い）
甲の乙に対する保守契約料の支払いは、本契約締結時に乙の請求に基づき支払うものとします。ただし支払方法は甲乙協議の上、定めるものとします。契約更新時も同様とします。なお原則として支払い済みの保守契約料は返却されないものとします。

第８条（契約料金額の変更）
１．機器の増設や使用条件に変更があった場合は、保守契約料の金額変更を行うものとします。

２．契約期間中に保守契約料の増額変更があった場合は、契約期間における増額対象期間分の不足金額を甲乙協議の上決定し、甲は乙の請求に基づき、これを支払うものとします。なお減額変更となった場合は、支払い済みの保守契約料は返却されないものとします。

３．経済情勢の急激な変化などにより必要がある場合は、甲乙協議の上、保守契約料を変更することができるものとします。

第９条（設置条件の順守）
甲は機器の取扱説明書に記載の動作環境、設置条件を順守するものとします。

第 10 条（保守要員）
機器の保守および修理は、乙または乙の指定するサービス機関の技術者のみによってこれを行い、その他の者によって行われた場合は、乙はその責を負わないものとします。

第 11 条（設置場所の変更）
本契約および個別契約に定める事項は契約書に記載の設置場所においてのみ有効であり、もし甲が機器を移転する場合は、あらかじめ書面をもって乙に通知し、乙の承諾を得るものとします。

第 12 条（秘密の保全）
甲および乙は本契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を、本契約の有効期間中のみならず、その満了または解約後においても第三者に漏洩してはならないものとします。

第 13 条（契約の解除）
甲および乙はその一方が本契約を履行しない場合は相手方に催告し、なお履行がなく、誠意が感じられないと認められたときは、書面により本契約を解除することができるものとします。なお本契約を解除したことにより損害が発生した場合は、本契約を履行しない者がその損害に対する賠償の責を負うものとします。

第 14 条（暴力団等排除）
１．甲または乙の一方が以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何らの催告を要しないで、直ちに本契約および個別契約の全てを解除することができるものとします。
１）甲または乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者またはその他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合
２）甲または乙の代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、もしくは暴力団等への資金提供を行うなど密接な交際のある場合
３）甲または乙が自ら、または第三者を利用して他方当事者に対して自身または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合
４）甲または乙が自ら、または第三者を利用して他方当事者に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
５）甲または乙が自ら、または第三者を利用して他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をした場合
６）甲または乙が自ら、または第三者を利用して他方当事者の業務を妨害した場合、または妨害する恐れのある行為をした場合

２．甲または乙が前項の規定により本契約および個別契約を解除した場合、これにより相手方に損害が生じても、一切賠償の責を負わないものとします。

第 15 条（契約期間）
１．本契約は甲の機器購入時での締結を原則とし、第３条に定める契約の成立に関わらず、甲の機器購入日を契約開始日とします。

２．甲が機器購入後、ある期間を経て契約の締結を希望した場合は、甲の機器の使用状況により機器が正常な機能を有していることを乙が確認した上で、本契約を締結できるものとします。なおその際の契約開始日は前項と同様とします。また機器の使用状況により乙がオーバーホールを含む点検が必要と判断した場合は、甲の費用負担によりこれを実施した上で本契約を締結するものとします。

３．前項はメーカー保証期間中のみの対応とし、メーカー保証期間終了後は原則本契約は締結できないものとします。

第 16 条（契約の更新）
本契約は契約書に記載の契約期間満了日の１ヶ月前までに甲から何ら申し出のない場合は、さらに１年間同一条件をもって継続するものとします。ただし甲の機器購入時から起算して、最長５年間（メーカー保証期間１年間＋有償保守期間４年間）をもって契約終了とします。

第 17 条（協議事項）
本契約に疑義を生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって遅滞なく協議の上取り決めるものとします。

2015 年 8 月 1 日改定

三菱電機システムサービス株式会社　商品システム統括営業部　営業企画 SE 部　企画グループ行
（FAX ： 03-3418-8392）

三菱カラープリンター保守契約申込書

下記の必要事項を記入の上、お申し込み願います。
お申し込みの機器が2台以上の場合は、お手数ですが台数分をご提出願います。

ご契約者様	お申し込み日	年　月　日	
	会社(団体)名		
	ご担当部署名 ／ご担当者名		
	ご住所	〒	
	ご連絡先	電話：	FAX：

※下記の各項目につきましては、ご契約者様と同じの場合はご記入不要です。

機器設置先	会社(団体)名		
	ご担当部署名 ／ご担当者名		
	ご住所	〒	
	ご連絡先	電話：	FAX：
請求書送付先	会社(団体)名		
	ご担当部署名 ／ご担当者名		
	ご住所	〒	
	ご連絡先	電話：	FAX：

対象機器情報	形名	CP
	製造番号	
	ご購入(設置)日	年　月　日

※下記の選択項目には該当する□に✓をご記入ください。

契約ご希望内容	契約期間	メーカー保証期間＋　年間（最短 1 年～最長 4 年）
	オプション項目 ※基本保守サービス対象外となりますので別途費用がかかります。	□年間ご使用枚数の見込みが保証書記載の保証枚数を超える場合 年間ご使用予想枚数　枚／年
		□定期メンテナンス（実施希望月：　）計　回
		□専用代品貸出
		□その他